

## 平成30年度茅ヶ崎市防災会議幹事会 会議録

議題	<p>1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画、風水害対策計画・特殊災害対策計画の修正骨子案について</p> <p>2 今後のスケジュールについて</p>
情報交換	<p>1 平成30年7月豪雨の状況について</p> <p>2 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について</p> <p>3 平成30年度災害対策本部運営訓練について</p> <p>4 消防防災フェスティバル2018について</p> <p>5 広域避難場所見直し結果について</p>
日時	平成30年8月23日(木曜日) 午後2時00分～午後4時00分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 特別会議室
出席者氏名	<p>(幹事)</p> <p>添田 信三、秋山 克巳、安部 亨、鈴木 雅史、宮川 良弘、神永 裕一、若本 伸子、白井 政美、櫻庭 浩、大竹 功、瀧田 美穂、吉川 勝則、多賀谷 悦子(代理出席)、吉川 美香、小川 剛志、榎本 浩二、榊原 敦、青木 聡、越野 明、小島 敦、松岡 智紀、小菅 信二、鈴木 良彦、清水 巖、青山 雅之、朝比奈 秀樹、加藤 哲也(代理出席)、神山 健一、徳光 正彦、利光 芳明(代理出席)、前川 貢一、朝倉 利之、矢島 啓志</p> <p>(事務局7名)</p> <p>防災対策課(菊池危機管理担当課長、八幡主幹、橋村課長補佐、成瀬課長補佐、益田副主査、白井主任、内藤主任)</p>
議題資料	<p>平成30年度茅ヶ崎市防災会議幹事会次第</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-1</span> 平成30年度地域防災計画の修正について</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-2</span> 茅ヶ崎市地域防災計画の修正について(修正骨子案)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-3</span> 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-4</span> 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1-5</span> 茅ヶ崎市地域防災計画 特殊災害対策計画 新旧対照表</p> <p>(補足資料) 災害時のペット対策(同行避難)について</p>

情報交換資料	<p>資料2 情報交換資料</p> <p>資料3 平成30年7月豪雨の状況について</p> <p>資料4 相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成について</p> <p>資料5 平成30年度茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練（図上訓練）への参加または参観について（依頼）</p> <p>資料6 ちがさき消防防災フェスティバル2016の実施結果</p> <p>資料7 広域避難場所見直し結果について</p>
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	0名

(会議録)

<午後2時開会>

○大竹防災対策課長

定刻となりましたので、平成30年度茅ヶ崎市防災会議幹事会を開会させていただきます。

幹事の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます、市民安全部防災対策課長の太田と申します。よろしくお願い申し上げます。

本会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、地域防災計画を作成し、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、設置をしております防災会議の幹事会となります。

また、本会議につきましては、茅ヶ崎市自治基本条例に基づき、公開で行わせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議の開会に先立ちまして、茅ヶ崎市市民安全部長の太田よりご挨拶申し上げます。

○太田市民安全部長

茅ヶ崎市市民安全部長の太田でございます。

防災会議幹事会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、茅ヶ崎市防災会議幹事会にご出席いただきまして、心から御礼申し上げます。

また、幹事の皆様におかれましては、日頃より本市の防災行政をはじめとした市政運営に対しまして格別のご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

本幹事会は、茅ヶ崎市地域防災計画の実施に関する事務を円滑かつ効率的に推進するために組織しております。

前回の開催は昨年8月でしたので、約1年ぶりの開催となります。この間にも、大きな災害が発生しております。今年度に入ってから、6月18日に発生し、震度6弱を記録した大阪府北部を震源とする地震、西日本を中心に甚大な被害をもたらした、平成30年7月豪雨など、人命を脅かす災害が立て続けに発生しているところです。

7月に発生した台風12号では、本市をはじめ県内19の自治体が「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、本市でも開設した9つの避難所に最大43名の方が避難されました。

こうした全国で発生した災害の教訓等を踏まえた、国の防災基本計画の修正が行われているところではありますが、本市におきましても、災害の脅威から市民の生命・財産を守るため、こうした災害の教訓を本市の防災体制に着実に生かしていくため、昨年の修正に引き続き、今年度も地域防災計画の修正等に当たっているところでございます。

あらゆる災害に備えた防災体制を充実、強化していくためには、本日、お集まりいただいた皆様との連携を強化していくことが不可欠となりますので、引き続き、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日は議題として主に地域防災計画の見直しについてご審議いただくとともに、防災の取組みに係る情報交換を予定しております。限られた時間での会議ではございますが、皆様より忌憚のないご意見をいただきまして、本市の防災体制のさらなる向上に特段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。

○大竹防災対策課長

ありがとうございました。

それでは会議に先立ちまして、まず会議の成立についてご報告いたします。

本防災会議幹事会は、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、会議の開催は過半数の幹事の出席が必要となりますが、総員38名中、30名のご出席をいただいておりますので、会議は成立してございます。

続きまして、今年度初めての会議となりますので、幹事の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

大変恐縮ではございますが、お配りしております席次表の順で自己紹介として所属名とお名前をお願いできればと存じます。

それでは、農林水産省関東農政局神奈川支局、総括農政業務管理官の秋山様より左回りをお願いします。

○秋山幹事

農林水産省関東農政局神奈川支局、総括農政業務管理官の秋山と申します。よろしくお願いたします。

○安部幹事

湘南海上保安署の安部と申します。よろしくお願いたします。

○鈴木幹事

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所、地域防災調整官の鈴木と申します。よろしくお願いたします。

○宮川幹事

気象庁東京管区气象台横浜地方气象台、防災管理官の宮川と申します。よろしくお願いたします。

○神永幹事

神奈川県藤沢土木事務所、道路維持課長の神永と申します。よろしくお願いたします。

○若本幹事

神奈川県湘南地域県政総合センター、県民・防災課長の若本と申します。よろしくお願いたします。

○白井幹事

神奈川県衛生研究所、管理課長の白井です。よろしくお願いたします。

○櫻庭幹事

茅ヶ崎警察署、警備課長の櫻庭と申します。よろしくお願いたします。

○瀧田幹事

茅ヶ崎市総務部、行政総務課長の瀧田と申します。よろしくお願ひいたします。

○吉川幹事

茅ヶ崎市経済部、産業振興課長の吉川と申します。よろしくお願ひいたします。

○多賀谷幹事

茅ヶ崎市文化生涯学習部、男女共同参画課長の多賀谷と申します。文化生涯学習課長欠席のため、代理出席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

○吉川幹事

茅ヶ崎市福祉部、福祉政策課長の吉川と申します。よろしくお願ひいたします。

○小川幹事

茅ヶ崎市こども育成部、子育て支援課長の小川と申します。よろしくお願ひいたします。

○榎本幹事

茅ヶ崎市環境部、環境政策課長の榎本と申します。よろしくお願ひいたします。

○榊原幹事

茅ヶ崎市都市部、都市計画課長の榊原と申します。よろしくお願ひいたします。

○青木幹事

茅ヶ崎市建設部、建設総務課長の青木と申します。よろしくお願ひいたします。

○越野幹事

茅ヶ崎市下水道河川部、下水道河川総務課長の越野と申します。よろしくお願ひいたします。

○小島幹事

茅ヶ崎市保健所、保健企画課長の小島と申します。よろしくお願ひいたします。

○松岡幹事

茅ヶ崎市立病院、病院総務課長の松岡と申します。よろしくお願ひいたします。

○小菅幹事

茅ヶ崎市教育委員会、教育総務課長の小菅と申します。よろしくお願ひいたします。

○鈴木幹事

茅ヶ崎市消防本部、警防救命課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○清水幹事

茅ヶ崎市消防団、副団長の清水と申します。よろしくお願いいたします。

○青山幹事

日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局、総務部長の青山と申します。よろしくお願いいたします。

○朝比奈幹事

東日本電信電話株式会社神奈川西支店、総括担当課長の朝比奈です。よろしくお願いいたします。

○加藤幹事

東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社、次長の加藤と申します。幹事の石渡が欠席のため、代理出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○神山幹事

東京ガス株式会社神奈川支社神奈川西支店、副支店長の神山と申します。よろしくお願いいたします。

○徳光幹事

神奈川県トラック協会、県南サービスセンター長の徳光と申します。よろしくお願いいたします。

○利光幹事

神奈川中央交通株式会社、茅ヶ崎営業所副所長の利光と申します。幹事の橋が欠席のため、代理出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○前川幹事

一般社団法人茅ヶ崎医師会、理事の前川と申します。よろしくお願いいたします。

○朝倉幹事

茅ヶ崎商工会議所、専務理事の朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

○矢島幹事

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会、事務局長の矢島と申します。よろしくお願いいたします。

○大竹防災対策課長

ありがとうございました。

続きまして、事務局より順に自己紹介させていただきます。

○事務局（橋村課長補佐）

茅ヶ崎市市民安全部防災対策課、政策担当の課長補佐をしております、橋村と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（臼井主任）

同じく政策担当の臼井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（内藤主任）

同じく政策担当の内藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊池危機管理担当課長）

危機管理担当課長の菊池と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（八幡主幹）

防災対策課防災担当の八幡と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（成瀬課長補佐）

危機管理担当の課長補佐をしております、成瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（益田副主査）

防災担当の益田と申します。よろしくお願いいたします。

○大竹防災対策課長

それではこれより議事に移らせていただきます。議事につきましては、茅ヶ崎市防災会議運営要綱第5条の規定により、市民安全部長が議長を務めます。よろしくお願いいたします。

○添田市民安全部長

それでは、議事に入らせていただきます。幹事の皆様のご協力をお願いいたします。はじめに、会議録署名人の指名をさせていただきます。

農林水産省関東農政局神奈川支局、総括農政業務管理官の秋山様をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画、風水害対策計画・特殊災害対策計画の修正骨子案」について、事務局から説明を願います。

○事務局（橋村課長補佐）

防災対策課の橋村と申します。恐縮ですが、着座にてご説明させていただきます。

まずは、本日の議題であります計画骨子案の作成にあたりまして、5月、7月と関係機関の皆様にご

見照会させていただき、お忙しい中、ご回答いただき誠にありがとうございました。

皆様からいただきましたご意見を踏まえ修正したものをお手元の資料として配付させていただいたところですが、ご意見いただいた内容のうち、現在、関係者間で協議を進めている事項につきましては、引き続き、協議、調整を進めながら、次回の計画の修正に反映させていきたいと考えておりますので、予めご了承ください。

それでは、議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画、風水害対策計画・特殊災害対策計画の修正骨子案」について、ご説明申し上げます。

資料につきましては、資料１－１から資料１－５となります。簡単に資料についてご説明させていただきますが、資料１－１が今回の主な修正内容をまとめたスライドの資料となります。資料１－２が今回の修正概要となります。資料１－３から資料１－５が修正の新旧対照表となります。

本日の説明につきましては、資料１－１をもとに、会場の前方と後方に映し出しますパワーポイントにてご説明させていただきます。その他の資料につきましては、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料１－１の１枚目下段にございます１ページをご覧ください。まず、計画修正の考えについてご説明させていただいた後、今年度の修正内容についてご説明させていただきます。

２ページをご覧ください。

それでは、まず「１ 計画修正の考え」についてご説明いたします。

今年も先月には、平成３０年７月豪雨が発生するなど、近年は全国各地で大きな被害を伴った災害が、毎年発生し、こうした災害を踏まえ、災害対策基本法の改正や、具体的な災害事例の教訓を踏まえ、国の報告書やガイドラインがまとめられております。また、各機関での取組等を踏まえまして、本市の防災対策をより一層推進するため、計画の修正を行うことといたします。

続きまして、「２ 平成３０年度の主な修正内容」のうち、「（１）各計画に共通する主な修正内容」についてご説明いたします。

共通の修正内容は、４ページにございます、アからキとなりますが、アから順にご説明させていただきます。資料につきましては、５ページをご覧ください。

まず「ア 災害対策基本法の改正に伴う修正」のうち、「災害予防責任者の責務の明確化」についてです。

行政機関や指定公共機関の皆様については、災害対策基本法により災害予防責任者として、防災に関する組織の整備、物資や資材の備蓄整備等の災害予防の義務が課せられており、東日本大震災を踏まえ「防災に関する教育及び訓練」が追加されています。これらの責務については、我々、災害予防責任者が日頃より認識したうえで、取り組む必要があると考え、法に規定された内容を、第１章に追記することといたしました。

続きまして、６ページ「防災会議及び災害対策本部の所掌事務」についてです。

こちらにつきましては、災害対策基本法の改正により、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から防災会議の所掌事務に「防災に関する重要事項の審議」が追加されたため修正したものです。

また、災害対策本部の「災害応急対策の方針の作成、方針に沿った対策の実施」につきましては、従前から行われてきたことではありますが、所掌事務の明確化の観点から追加されたものです。

なお、ここでいう「方針」とは、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、とるべ



き対策の優先順位や実施地域、人的・物的資源の配分などに係る基本的な考え方をまとめたものをいいます。

続きまして、7ページ「『自助』『共助』『公助』による減災の推進」についてです。

すでにこれまでも、住民一人一人が行う防災活動である「自助」、地域住民の連携による防災活動である「共助」、行政機関等による「公助」、これらの連携については、本計画の中で位置づけてきたところではありますが、災害対策基本法に基本理念が新設されたことを踏まえ、「自助」「共助」「公助」の連携により、災害による被害の軽減を図ることを、その具体的な内容とともに一つの節として追加いたしました。

続いて、8ページ「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」についてです。

本市では、地域の自主防災組織活動を推進するため、「自主防災組織の活動の手引」の作成や、この手引に基づく、活動マニュアルの作成に向けた講習会の開催、マニュアル作成に係る補助金の交付等を行ってまいりましたが、災害対策基本法に基づく取組として、地域の防災活動に関する計画づくりが追加されておりますので、これまでの地域の防災組織の活動マニュアルづくりと合わせ、法に基づく計画づくりについても計画に追加することといたしました。

続きまして、9ページ、イ、国の「防災基本計画の修正に伴う修正」の「実効性の高い受援体制の整備」についてです。

東日本大震災における被災地支援の取組や、その後に発生した熊本地震等の災害対応を踏まえ、被災地支援の仕組みも検討が重ねられ、先月の平成30年7月豪雨においても、新たな応援職員の派遣の仕組みによる被災地支援が発生直後より実施されました。こうしたことを踏まえ、この6月に修正された国の防災基本計画においても受援体制の実効性を高める必要性に係る修正が行われました。また、後にございます、平成29年度の災害対策本部運営訓練、図上訓練においても、実効性の高い受援計画の作成が課題とされたため、今回その記載の充実を図ったところです。

続きまして、10ページの「災害ボランティアの活動環境の整備」についてです。

こちらにつきましては、平成28年の熊本地震や平成29年の九州北部豪雨において、多様な主体が連携し、効果的にボランティア活動を進めるための環境整備や支援者間の調整が行われました。多様な主体による連携の必要性については、平成30年4月に策定されました「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」にまとめられ、これを踏まえ、国の防災基本計画においても、多様な主体の連携によるボランティア活動環境の整備が位置づけられたため、本計画にあたっても同様の修正を行いました。

続きまして、11ページの「災害復旧等権限代行制度」についてです。

道路法や水防法等により、著しく異常かつ激甚な災害発生時に、要請があり、かつ県や市の工事実施体制等の状況を勘案して、円滑かつ迅速な復旧のために必要があると認められるときは、国や県が支障のない範囲で県または市に代わって工事を行うことを追加いたしました。

続いて、12ページの「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正」についてです。

平成29年7月に発生いたしました九州北部豪雨につきましては、国において「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」が開催され、今後必要な取組が平成29年12月にまとめられました。この報告を踏まえ、本市の地域防災計画への追加や記載の充実を図りました。

具体的に、各計画に共通する内容として「災害の種別に応じた避難の周知・啓発」を今回追加いたし

ました。本市で想定される地震や津波、洪水や土砂災害等、対象とする災害により、求められる避難行動や避難先は異なってきます。こうした災害の種別に応じた避難行動につきましては、これまでもハザードマップ等を活用しながら防災講座等で市民へ周知を図ってきたところではありますが、地域防災計画への明確な記載がなかったため、今回、追加することといたしました。また、九州北部豪雨を踏まえた風水害対策計画の修正については、後程、ご説明させていただきます。

続いて、13ページの「エ 『人とペットの災害対策ガイドライン』に基づく修正」の「災害に備えたペット対策の周知・啓発」についてです。

こちらは平成30年3月に策定されましたガイドラインの内容を踏まえ、飼い主の責任による飼養管理を基本とした同行避難や、必要な準備等についての記載の充実を図ったものです。

続きまして、14ページ「避難所におけるペット対応」についてです。

こちらにつきましても、3月に策定されたガイドラインの中で、避難所におけるペットへの対応方法について、東日本大震災や熊本地震を踏まえた対応事例が詳しくまとめられています。これを踏まえ、同行避難されたペットの飼養管理については飼い主が行うことを原則とするとともに、市は獣医師会等と連携し、必要な支援を行うことやペットと避難者の「住み分け」や動線の分離、飼養場所の確保の例について記載することで、避難所におけるペット対応の記載の充実を図りました。

続いて、15ページ「オ 『男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書』を踏まえた修正」の「男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発」についてです。

熊本地震においては、発災直後に内閣府男女共同参画局より「男女共同参画の視点からの避難所運営等の災害対応について」という通知が発出され、避難所運営上の留意事項等について周知が図られたとともに、1年後にはこの調査報告書がまとめられています。

この報告書では、男女共同参画の視点を含めた取組を迅速に行うことのできた自治体の要因として、「地域防災計画や防災マニュアル等に規定してあるとおりに取り組んだ」ことが一番に挙げられています。

そこで、今回の修正の中で、防災知識の普及・啓発の一つとして、「男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発」を追加するとともに、16ページとなりますが、平常時及び発災時の対応としては、平成25年に策定された「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を踏まえることや、具体的な取組事例の充実を図りました。

続きまして、17ページ「カ 平成29年度市災害対策本部運営訓練を踏まえた修正」についてです。

後ほど、「情報交換」の中でもご説明させていただきますが、市では毎年、関係機関の皆様にもご参加、ご参観いただきながら災害対策本部運営訓練、図上訓練を開催しております。

本内容につきましては、昨年度の訓練を踏まえ、課題となった事柄のうち、すでに計画に記載のある内容を除き、今回新たに17ページにございます「災害時における公共施設の活用方法の整理」を追加いたしました。

災害応急対策の円滑な実施や広域応援部隊等の受入れを円滑に行うためには、活動場所を整理する必要がありますが、網羅的に整理がついているわけではなかったため、今回、同項目を取組の一つとして追加いたしました。

続きまして、18ページ「キ その他、市の取組、防災関係機関からの意見、時点修正等」の「避難行動要支援者支援制度の周知・啓発」についてです。

市では、平成25年6月の災害対策基本法の改正を踏まえ、平成27年の地域防災計画の修正により「避難行動要支援者名簿の作成」を位置づけた後、平成29年4月には「茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定し、平成29年度より避難支援等関係者の皆様に、平常時からの情報提供に同意が得られた分の避難行動要支援者名簿の提供を行っているところです。

発災時には、同意の有無に関わらず、避難行動要支援者の名簿を避難支援等関係者に提供することになりますが、発災時に円滑に安否確認を行うためには、避難支援等関係者が平常時からできる限り避難行動要支援者の状況を把握しておくことが重要となります。

しかし、現状では、平常時からの情報提供に同意いただいている方は全体の約半数に留まっている状況です。そのため、避難行動要支援者名簿への掲載を進めるため、制度の周知・啓発を継続的に実施することを追加いたしました。

（1）各計画に共通する主な修正内容の説明については以上となります。

続きまして、「（2）風水害対策計画の主な修正」についてご説明いたします。19ページをご覧ください。

風水害対策計画を対象とした修正につきましては、「平成29年7月の九州北部豪雨を踏まえた修正」として、4点記載しておりますが、再掲のものを除いた2点についてご説明させていただきます。

20ページをご覧ください。「災害情報収集体制の充実」についてです。

先ほども、ご説明させていただいたところですが、九州北部豪雨の後、国の検討会がまとめた今後の取組の一つとして、「水位計・監視カメラ等の設置」がございます。本市では、相模川下流を管理する京浜河川事務所様、小出川・千の川を管理する藤沢土木事務所様、また、本市により、それぞれの河川に水位計や監視カメラが設置されております。

これら水位計や監視カメラについては、国、県、市それぞれのホームページで公表されているところですが、20ページに画像を添付しておりますが、市の防災情報サイトでは、それぞれの河川管理者が公開している内容を市の地図上からクリックすることで確認できるようにしています。

これらについては、すでに取り組んでいるところではございますが、九州北部豪雨を踏まえ、その重要性が指摘されたところですので、今回計画に追加することといたしました。

続いて、21ページ「避難勧告等の発令に資する情報の整理」についてです。

九州北部豪雨では、「急激に悪化する気象条件の中で、次から次に舞い込む大量の情報を整理して重要な情報を見極めることや、それらの情報を俯瞰して確認することが難しかった」との意見が被災自治体から出されております。

このことを踏まえ、国の検討会では、避難勧告等の発令に資する情報を整理し、切迫する状況下においても、必要な情報の把握に努めることの必要性を指摘しています。

市では、これまでも台風等の接近時や大雨警報や洪水警報等の発表が予測される場合、横浜地方気象台様にもご助言いただきながら、それらに関する情報を監視し、その変化を注視しているところですが、国の検討会の報告を踏まえ、本計画にも追加することといたしました。

以上が、議題（1）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画、風水害対策計画・特殊災害対策計画の修正骨子案について」の説明となります。

事務局からの説明は以上でございます。

○添田市民安全部長

ただいま事務局から議題（１）「茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画、風水害対策計画・特殊災害対策計画の修正骨子案」について説明がありました。幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

○矢島幹事

社会福祉協議会の矢島です。資料１－３の７１ページの主なボランティア活動についてですが、新旧対照表の新しい中の「被災者の話し相手」、「こどもの遊び相手、託児代行」、「ペットの世話」、「暮らしに必要な情報の提供支援」、「交流機会づくり、イベント開催」は一般的なボランティア活動という面では良いかと思うが、災害ボランティアという面では合致しないのではないかと思われる。災害ボランティアといえば、新旧対照表の旧の中にある「被災住宅の片付け」や「瓦れきの処理、選別」等のままで良いかと思うが市としての考えを教えてください。

○事務局（橋村課長補佐）

ご意見ありがとうございます。この資料１－３の７１ページの主なボランティア活動につきましては、災害ボランティアセンターの担う活動ではなく、その前段として、市は災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を確保・提供し、その活動を支援する内容を補足するものとして位置づけております。その中で具体的なボランティア活動の内容を記載しております。こちらの修正の経緯につきましては、５月に修正事項の照会をさせていただいた際に、社会福祉協議会様より従前の記載の中で一部どのような活動内容を想定しているのか不明確とのご意見をいただいたことから全体的な表現の方法を検討させていただいた結果となります。その検討にあたりましては、資料１－１の１０ページでございますが、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」、内閣府防災担当による「災害ボランティアのパンフレット」や中央共同募金会による「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」等に記載されております、主なボランティアの内容を踏まえ、記述の修正を行いました。

○添田市民安全部長

その他、ございますか。

○多賀谷幹事

男女共同参画課の多賀谷と申します。今までは男女双方の視点に配慮するようになっておりましたが、今回の修正の中で、男女共同参画の視点について配慮することとしておりますが、この中に性的マイノリティの方は含まれているのでしょうか。

○事務局（橋村課長補佐）

ご質問ありがとうございます。結論から申し上げますと性的マイノリティの方も含めたことを想定して男女共同参画の視点について配慮した防災対策という記載に修正させていただいております。こちらにつきましては、NGOや市民団体等で性的マイノリティの方への防災対策の独自のパンフレットや他県のハンドブック等でも性的マイノリティの方への配慮の必要性が指摘されているところでございます。

その中で、市においても性的マイノリティの方への配慮を含めることができないかと検討する中で、国の防災計画の中での記載を確認しましたところ、具体的に「性的マイノリティ」という表現は使用されておらず、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策となっております。また、平成28年の熊本地震の発生直後に内閣府の男女共同参画局から発出された文書や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」においても、男女共同参画の視点を配慮した具体的な対応の1つとして、「男女共用のユニバーサルデザインのトイレの設置」が挙げられており、性的マイノリティの方を想定した具体的な取組はありますが、「性的マイノリティ」という具体的な表現は使用されておりましたので、今回の修正では国に倣った表現としております。計画の中では「性的マイノリティ」という表現は使用されておませんが、今回、併せて記載の充実を図りました避難所における具体的な対応例の中で、「男女共用のユニバーサルデザインのトイレの設置」のほか、「間仕切りの設置」や「1人用の更衣室」等、性的マイノリティの方を想定した取組を追加しております。

ただ、ご質問いただきました、性的マイノリティの方に対する社会全体の考えは変化しているところだと認識しております。地域防災計画は、毎年修正の検討を行い、必要に応じて修正していくものとされておりますので、引き続き、動向に注視しながら、必要に応じて次回以降も修正の検討をしていきたいと思っております。

#### ○多賀谷幹事

ありがとうございます。東京2020オリンピック・パラリンピックを控えまして、性的指向についても注視されているところでございますので、引き続き、検討をお願いいたします。

もう1つ質問させていただきます。ムスリム等の宗教を信仰している外国人の方への配慮を今後検討される予定はありますでしょうか。

#### ○事務局（橋村課長補佐）

ご質問ありがとうございます。外国人といっても、単に外国籍の方ということではなく、宗教により対応が異なるかと思われませんが、現状では計画の中に記載されておらず、要配慮者の1つとして外国人の方も含めている形となります。必要に応じて修正の検討をしていきたいと思っておりますので、引き続き、ご助言等いただければと思います。

#### ○清水幹事

大正12年に発生した関東大震災では市内においても多くの人的被害が発生した。今後、震災が発生した際に人的被害が発生した場合、仮埋葬をする場所、埋葬する人や身元を確認する方法は、どのように行うことを想定しているのか。

#### ○事務局（橋村課長補佐）

ご質問ありがとうございます。仮埋葬ということでしたが、多くの人的被害が発生した場合には、火葬をすることになっております。しかし、多くの人的被害が発生した場合には、市だけでは対応しきれないことが想定されますので、その際は、神奈川県も含め連携しながら広域的な対応をしていく形となります。

○清水幹事

処理する人についてはどのような想定をしているのか。

○大竹防災対策課長

大正型関東地震が発生した場合には、市内においても多くの人的被害が発生する想定となっております。そのため、身元の確認について、市だけでは対応しきれない場合においては、茅ヶ崎警察署様、消防関係の方や茅ヶ崎歯科医師会様等の皆様のご協力をいただきながら対応していく形になります。また、東日本大震災の際には、歯型から身元を把握した事例もあることから、歯型から身元を把握する訓練を毎年行っており、また、火葬については、協定を締結している葬祭業者様にご協力をいただきながら埋葬等の対応をすることを計画に記載させていただいております。

○添田市民安全部長

よろしいでしょうか。その他、ございますか。

○越野幹事

下水道河川部の越野です。今回の修正の中でも「平成29年7月九州北部豪雨災害を踏まえた修正」があり、大災害が発生すると、その後、国等で被害の発生の経緯等の検証がされるものの、時間を要するかと思われる。大災害の都度、検証結果等を計画に反映するのではなく、検証中であっても、その内容を計画に反映させるというような考え方はあるのでしょうか。

○事務局（橋村課長補佐）

ご質問ありがとうございます。実際に東日本大震災以降、人的被害が発生するような大災害が毎年発生しております。大災害が発生する度に国等で検討会等を経て、その後、必要な取組等について報告書等が発表されております。今年度においても、「平成29年7月九州北部豪雨災害」を超えるような大災害が発生しておりますので、同様の検討会等が開催され、今回の課題を踏まえた必要な取組が示されると考えており、そちらについては、次年度以降の修正の際に反映していきます。ご質問いただいた内容についての回答といたしましては、計画への反映については国等からの報告書等を元に次年度以降修正していくこととなりますが、運用の中においてできる限り反映していきたいと考えております。

○添田市民安全部長

その他、ございますか。

○小島幹事

保健所、保健企画課の小島です。質問ではないのですが、今回の主な修正内容のうち『人とペットの災害対策ガイドライン』に基づく修正がございますので、こちらに関連する保健所の取組についてご紹介させていただきます。

資料「議題1 補足資料」をご覧ください。こちらについては、保健所、衛生課の取組となります。

2ページをご覧ください。今回の計画の修正において、ペットに関係する記述がより具体的になり、ペットについては「同行避難」という考えに整理されておりますが、それを周知するための取組を実施しておりますので、この場でご紹介させていただきます。

3ページをご覧ください。はじめに、国と同じ方向性で避難所での受け入れに特化したガイドラインを茅ヶ崎寒川動物愛護協議会で作成しております。この組織は、保健所を事務局に、県、町、警察、獣医師会で構成しているもので、保健所政令市移行に伴い事務局を引き継ぐと同時に内容の改訂を行い、拠点配備職員に配付し、説明させていただいております。

4ページをご覧ください。ペット飼養者への周知です。

5ページをご覧ください。犬の登録に合わせて配付している愛犬手帳に防災対策のページを設け、備蓄すべきもの、しつけておくべきこと等を掲載しております。

6ページをご覧ください。実際に犬を連れて同行避難を疑似体験するイベント「ペットの避難訓練と愛犬のしつけ教室」を実施しておりますが、ケージに入れられ1か所に集められたときに愛犬がどのような行動をするのか、吠えてしまう場合が多いそうですが、飼い主に経験していただき、その後のしつけに活かしていただくように働きかけています。

7ページをご覧ください。ペットを飼っていない人を含めた周知としては、地区の防災訓練に参加をさせていただき、実際の収容イメージを展示させていただいております。

8ページから10ページは、訓練の様子です。計画の想定から算出しますと、各避難所には数十頭のペットが同行避難すると考えられることから、公助の取組として展示させていただいた避難所には順次、テント1張をそのまま備蓄倉庫に納めさせていただいております。

11ページをご覧ください。今まで説明させていただいた取組により、飼い主や地域住民、避難所組織においてペットの取り扱いについて、より議論を深めていただき、自分たちの避難所ではどうするのか検討いただくきっかけづくりをしております。

現在、市のホームページで公開されている各避難所の避難所運営マニュアルでは、ペット不可としている避難所もあることから、並行してマニュアルの見直しも行っていたいただきたいと思いますと考えているところでございます。

#### ○添田市民安全部長

ありがとうございました。保健所よりペットの災害対策についての補足説明がございましたが、幹事の皆様からご意見、ご質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

その他、質問はございますか。

それでは、続いて、議題（2）「今後のスケジュールについて」、事務局から説明を願います。

#### ○事務局（内藤主任）

それでは、議題（2）「今後のスケジュール」についてご説明申し上げます。

本日ご議論いただきました、修正骨子案についてでございますが、11月にパブリックコメントの実施を予定しております。

11月のパブリックコメントに向け、庁内の会議や議会等の意見を聞きながら、素案として取りまと

めてまいります。

本日ご出席いただいた、防災関係機関の皆様におかれましても、再度骨子案の内容をご確認いただき、修正に係るご意見があれば、パブリックコメントの終了を予定している11月下旬までの間、引き続き頂戴したいと存じますので、ご理解、ご協力のほどよろしく御願い申し上げます。

なお、パブリックコメントや皆様からいただいたご意見をもとに、計画案としてとりまとめ、防災会議に諮ってまいります。

防災会議の開催日時につきましては、2月上旬を予定しております。事前に通知をお送りいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、平成30年度の修正はこのようなかたちで進めさせていただきますが、今年度の後半より、平成31年度の修正作業を行ってまいります。今回の修正では東京ガス様から他市の地域防災計画との記載の統一等のご意見をいただき、その記載内容の充実を図りました。他の機関の皆様につきましても、計画の記載内容の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議題（2）今後のスケジュールについては、以上となります。

#### ○添田市民安全部長

ただいま事務局から議題（2）「今後のスケジュールについて」説明がありましたが、ご不明な点などございますでしょうか。

（意見等なし）

#### ○添田市民安全部長

皆様よろしいでしょうか。

本日の議事につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。それでは、進行を司会へ戻します。

#### ○大竹防災対策課長

それでは、次第の「4 情報交換」に移らせていただきます。

本市では、防災会議幹事会を計画の協議の場としてだけでなく、関係機関で情報、意見等の交換を行うことができる有益な場と捉え、これにより更なる連携強化を図りたいと考えております。

情報交換の（1）として、気象庁東京管区気象台横浜地方気象台、防災管理官であります宮川様より、「平成30年7月豪雨の状況」について、ご説明いただきます。

宮川様お願いいたします。

#### ○宮川幹事

ただいまご紹介いただきました、横浜地方気象台の宮川と申します。恐縮ですが着座にてご説明させていただきます。

資料につきましては、資料3をご覧ください。



2ページをご覧ください。「平成30年7月豪雨」の概要です。真ん中が7月4日から7月7日の9時の天気図です。下が日降水量で解析雨量となっております。概況といたしましては、6月28日以降、中国の華中から日本海を通過して北日本に停滞していた梅雨前線は7月4日に北海道付近に北上いたしました。その後、7月5日には、西日本まで南下して、それ以降は停滞しました。

台風第7号についてですが、6月29日に日本の南で発生し、東シナ海を北上し、対馬海峡を通り、日本海を北東に進み、7月4日の15時に温帯低気圧に変わりました。この梅雨前線と台風第7号の影響により日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に記録的な雨となりました。

3ページをご覧ください。図は、「平成30年7月豪雨」、6月28日から7月8日の期間の総降水量です。この総降水量を見ますと、広い範囲で大雨となり、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるところがあり、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがありました。ちなみに高知県の魚梁瀬の7月の月降水量平年値は591.5ミリであり、平年の約3倍の降水量となっております。また、岐阜県郡上市ひるがのの7月の月降水量平年値は481ミリですので、平年の約2倍の降水量となっております。

4ページをご覧ください。こちらは、6月28日から7月8日までに観測された西日本から東海地方にかけての降水量の期間最大値となっており、左が48時間降水量、右が72時間降水量の期間最大値となっております。左の48時間降水量では、観測史上1位を更新した地点数は124地点、7月としての1位を更新した地点数は239地点、右の72時間降水量では、観測史上1位を更新した地点数は122地点、7月としての1位を更新した地点数は264地点となっております。今回の豪雨では、2日間から3日間の降水量が記録的に多い地域が、普段雨の少ない中国・四国地方の瀬戸内海側も含め、西日本から東海地方を中心に広い範囲に広がっていたことが大きな特徴です。

5ページをご覧ください。こちらは、今回の「平成30年7月豪雨」と平成29年7月の「九州北部豪雨」の雨の降り方を比較しております。上の図は平成30年6月28日0時から7月8日24時の岐阜県郡上市ひるがのの雨の降り方です。下の図は平成29年6月30日0時から7月10日24時の福岡県朝倉市朝倉の雨の降り方です。グラフの左の縦軸が1時間降水量、右の縦軸が総降水量となります。まず、岐阜県郡上市ひるがのを見ますと、長時間にわたり雨が降ったことが分かります。一方、福岡県朝倉市朝倉を見ますと、24時間で500ミリ以上の大雨が降ったことが分かります。福岡県朝倉市朝倉の場合は、線状降水帯により短時間で大雨が降りました。

6ページをご覧ください。「平成30年7月豪雨」の大雨の発生要因についてです。図の中央部にある梅雨前線の南側を見てくださいと、東シナ海付近において対流活動が活発となり、暖かく湿った空気が南西風に乗って西日本に流れ込んだことが分かります。そして、太平洋高気圧の勢力が日本の南東側で強まり、太平洋高気圧の縁に沿って暖かく湿った空気が西日本に流れ込みました。この2つの気流が西日本付近で合流持続しました。また、オホーツク海高気圧から冷たい空気が南下し、梅雨前線を挟んで南北の温度差が増大するとともに、上昇気流の励起されやすい場が形成され、前線の活動が活発化しました。さらに、朝鮮半島付近に二重線で示している上空の気圧の谷が7月7日には急速に深まりながら日本海西部まで進み、梅雨前線上に小さな低気圧を発生させました。気圧の谷の前面では暖気移流、後面では寒気移流となりますので、それにより気圧の谷の東側では、暖かく湿った空気が流れ込み上昇気流の励起も強まりました。図の中では、亜熱帯ジェット気流とありますが、この気流が朝鮮半島の東で北上しています。日本の東海上で上層の亜熱帯ジェット気流が北へ大きく蛇行したことで、太平洋高気圧

の日本の南東側への張り出しが強まった。これまでご説明してきた要因が重なり今回の記録的な大雨につながりました。

7ページをご覧ください。こちらは広島県の線状降水帯の状況です。図の下が7月6日19時10分から20時00分までの降水強度分布の10分ごとの時系列です。また、図の中の矢印は線状降水帯を形成する積乱雲の動きを示しています。また、図の中の白丸は広島的位置を示しています。図の下が風上になり、図の下から上に向かって風が吹いております。この矢印に着目していただくと、同じような場所で積乱雲が発達していることが分かります。風上側の同じ場所で積乱雲が次々と発生し、その積乱雲が上空の風に流されて1列になることで線状降水帯が形成されます。線状降水帯のこのような形成過程をバックビルディング型形成と呼びます。このバックビルディング型とは、風上の積乱雲がビルが林立するように並んで見えることから名づけられました。また、上にあるグラフですが、1時間ごとの降水量であり、19時前後で線状降水帯が発生したことが分かります。これを見ると総雨量に占める線状降水帯の割合はそれほど高くなかったことが分かります。この線状降水帯につきましても、発生時・場所を予測するのは困難とされています。また、線状降水帯の形成についても明確には判明しておりません。

8ページをご覧ください。こちらは、気象警報等の発表状況です。大雨警報が発表され、次に土砂災害警戒情報が発表され、最後に大雨特別警報が発表されます。この際の気象庁の対応といたしましては、早い段階で危機感を伝え、7月5日に事前の記者会見を開き、大変な事態の可能性を予告いたしまして、翌日の6日午前には特別警報を発表する可能性を言及しております。さらに6日の午後には、九州最初特別警報を発表した際に特別警報の地域が広がるおそれがあると明言しました。

9ページをご覧ください。こちらは、段階的に発表される防災気象情報です。まずは、注意報、警報が発表され、特別警報が発表されることとなりますが、注意報、警報を補完するような形で神奈川県気象情報が発表されます。また、警報級の現象が5日先までに予想される場合には、その可能性を「警報級の可能性」として高・中の2段階の確度を付して発表しております。さらに、大雨の災害が差し迫って危険な状況になると土砂災害警戒情報や1時間に100ミリ以上の雨が降ると、記録的短時間情報を発表し、さらに土砂災害等の警戒を促します。昨年からは提供開始いたしました危険度分布（大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、洪水警報）についてですが、5段階に色分けしており、遅くとも薄い紫色の「非常に危険」が出現した際は速やかに避難行動を開始してください。また、土砂災害警戒判定メッシュ情報では、濃い紫色の「極めて危険」に変わるまでに避難を完了しておく必要があります。

10ページをご覧ください。こちらは、参考情報として過去に発表された特別警報の一覧です。回数としては、今回の「平成30年7月豪雨」で10回目となります。事例2については、台風を要因とするものと大雨を要因とするものをそれぞれ発表しており、これを2回と数えます。また、事例7については、要因種別は、同じ雨ですが、発表期間が連続していないことから、2回とカウントします。今回の豪雨については、11府県の発表は、同一事例・同一発表回数でカウントしています。

説明は、以上となります。

#### ○大竹防災対策課長

宮川様、ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました「平成30年7月豪雨の状況」について、幹事の皆様からご質問等ご

ございましたら、挙手をお願いいたします。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。

続きまして、お集まりいただいた関係皆様にも関わります、本市の防災の取り組み4件についてご説明させていただきます。

(2)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成」について、事務局より説明願います。

○事務局(益田副主査)

防災対策課の益田と申します。それでは、(2)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成」についてご説明申し上げます。

資料については、資料4をご覧ください。幹事の皆様には事前に「茅ヶ崎市庁内版タイムライン(案)」という形で送付させていただいたものとなります。こちらにつきましては、タイムライン作成の背景や想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ、庁内版タイムラインの今後の取組についての順でご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。先ほど横浜地方気象台様よりご説明いただいた「平成30年7月豪雨」も含め、毎年、大規模災害が発生しております。スライドにある平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」においては、茨城県常総市において、約4300人が取り残されヘリコプターにより救出されております。このような状況を踏まえ、国土交通省では、「水防災意識社会再構築ビジョン」という洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備える水防災意識社会を再構築するという基本方針を出しております。こちらにつきましては、国、県、市等でそれぞれ協議会等を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しております。その中での大きな柱としては、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」の実現となります。また、本市におきましては、想定最大規模降雨による洪水ハザードマップとそのハザードマップに伴うタイムラインの策定の2つに力を注いでおります。

3ページをご覧ください。想定最大規模降雨による洪水ハザードマップについてですが、これまでは計画規模降雨による想定でありましたが、平成27年の水防法の一部改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨による想定となっております。相模川流域においては、計画規模降雨想定では459ミリであったものが、最大規模降雨想定では567ミリとなっております。この最大規模降雨想定に基づき、国、県にて浸水想定区域を指定・公表し、その浸水想定区域を元に平成29年12月に茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップを発行いたしました。

4ページは、茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップの表紙となります。

5ページをご覧ください。こちらは、相模川洪水浸水想定区域を示したものですが、市域の4分の1が浸水域となっております。浸水の影響のある人口については、推計値でございますが60,500人となっております。

6ページをご覧ください。こちらは、浸水継続時間であり、浸水が継続する時間を示したものです。市では最大1週間浸水が継続する地域がございます。

7ページをご覧ください。こちらは、洪水浸水の影響についてですが、浸水想定区域内には約60,500人がお住まいです。さらにその区域内に留まるとは命に危険が及ぶ可能性がある方の要件について3点記載しております。まず1点目は、川の氾濫によって家が流されてしまうおそれのある方です。2点目は、家の全居室が水没してしまう方です。最後に3点目は、浸水継続期間が72時間以上の場所にお住まいの方です。この3点に該当する方は、立ち退き避難が必要な方であり、こちらの人数については推計値でございますが、約2万人であり、そのうち避難行動要支援者数は約3千人です。このような方の逃げ遅れゼロ実現のために具体的な避難対策の検討を市では進めております。

8ページをご覧ください。こちらは、相模川流域に567ミリ雨が降った場合の1時間あたりの雨量と水位を示したものです。グラフの右に越流までの時間とありますが、一番右の0時間が氾濫する時点となります。こちらを見ていただくと、氾濫する2時間20分前に急激に水位が上昇していることが分かります。また、棒グラフが1時間ごとの雨量となっておりますが、こちらについては、氾濫する12時間前から急激に雨量が増えておりまして、市としては、雨が強くなる12時間前までに浸水想定区域外へ避難させる必要があると考えております。

9ページをご覧ください。こちらは、逃げ遅れゼロ実現のための取組ですが、先ほど見ていただいたグラフにもあるように、水位情報に基づいた避難情報の発令では逃げ遅れが発生してしまいます。そのため、水位情報以外の降雨や気象の情報を総合的に勘案した中で避難情報の発令を検討する必要があります。また、タイムラインにつきましては、現在市で策定を進めている行政内部の動きとあわせて、今回お集まりいただいている防災関係機関のみなさまと連携して、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、逃げ遅れゼロを実現していきたいと考えております。

10ページをご覧ください。こちらは、茅ヶ崎市庁内版タイムラインについてです。まず、氾濫が発生する24時間前には、要配慮者・要支援者が立ち退き避難を開始します。そして、氾濫が発生する18時間前には、一般住民が立ち退き避難を開始します。そして、氾濫が発生する12時間前には、立ち退き避難対象者すべての方が、浸水想定区域外へ避難が完了するという形で考えております。

11ページをご覧ください。先ほどご説明したタイムラインの住民の避難行動を基に86の防災行動を整理いたしまして、項目概要を作成しております。また、86の防災行動を5つの項目にまとめております。

12ページをご覧ください。こちらは、5つの項目の1つ目の本部体制についてです。氾濫の72時間前に危機管理対策検討会議の開催及びタイムラインの発動を行い、災害対策本部を設置いたします。災害対策本部では、フェーズ毎に災害対策本部本部員会議を開催し、措置事項について決定いたします。

13ページをご覧ください。こちらは、概要の2つ目の情報収集・広報についてです。フェーズ毎に避難支援につながる災害広報を実施いたします。

14ページをご覧ください。こちらは、項目の3つ目の避難行動についてです。氾濫の72時間前には避難支援の準備を開始し、48時間前には避難支援の情報提供、24時間前には避難支援の実施をいたします。

15ページをご覧ください。こちらは、項目の4つ目の医療支援についてです。浸水想定区域内に病院が所在しており、その病院へ入院している患者の転院措置等が課題となっております。そのため、氾濫の48時間前までに、地域災害医療対策会議を開催し、転院措置等について検討を行います。また、氾濫の24時間前には避難所においても災害関連死対策を行うため、保健師が避難所を巡回し、要支援

者の状況把握を行います。

16ページをご覧ください。こちらは、項目の5つ目の施設の機能移転・閉鎖についてです。浸水想定区域内には消防施設や保健所、環境事業センターが所在しております。氾濫発生後においても行政活動を行う必要があることから、施設機能の移転時期を氾濫の72時間前までに決定いたします。氾濫の48時間前までには施設の機能移転を行います。また、氾濫の24時間前までには、浸水想定区域内に所在する小学校5校、中学校4校を閉鎖いたします。以上が茅ヶ崎市庁内版タイムラインの説明となります。今後は、今回策定をした庁内版タイムラインの内容に加えて、防災関係機関の皆様とも連携をさせていただきながら、タイムラインの策定を進めていければと思っております。

17ページをご覧ください。こちらは、過去の水害による経済被害の事例です。左は平成28年8月に4つの台風が北海道を襲った際の様子で、右は平成23年9月に紀伊半島にて発生した水害の様子です。それぞれ経済被害額は約263億円、約5100億円と大きな被害が発生しております。

18ページをご覧ください。こちらは、平成12年9月に発生した東海豪雨災害による経済被害についてです。この災害では電気、ガス、水道等のライフライン関係が広い範囲で被災しており、また、公共交通機関においては、市営バスが9台水没しております。

19ページをご覧ください。こちら平成12年9月に発生した東海豪雨災害による経済被害についてです。こちらは愛知中小企業家同友会のホームページからの抜粋ではございますが、中小企業においても、大きな被害が発生しております。

20ページをご覧ください。過去の事例からも分かる通り、市においても大災害が発生した場合には、JR東海道線や国道1号等の主要幹線網への影響やライフライン等への影響が想定されます。そのため、社会経済被害の最小化を目指す取組が必要となります。

21ページをご覧ください。こちらは社会経済被害の最小化に向けた具体的な取組について記載しております。平常時から相模川の氾濫により、どのような被害が想定されるのか検討し、その検討を基に、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列的に整理し、タイムラインの策定を行っております。

22ページをご覧ください。こちらは今後の重点的な取組についてです。茅ヶ崎市庁内版タイムライン策定を行いました。が、洪水浸水対策に係る課題としては13項目ございまして、その中の主な課題といたしましては、1人では避難が困難な要配慮者や在宅医療患者の避難対策や教育の早期再開、市民生活における環境衛生等が課題となっております。今後の重点的な取組としては、来年の出水期までに、要配慮者の避難対策、各ご家庭での避難計画「マイ・タイムラインづくり」の2点を重点的に、市と地域が連携を図りながら進めてまいります。

(2)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成」についての説明は、以上でございます。

○大竹防災対策課長

ただいま事務局から(2)「相模川の洪水浸水対策に係るタイムラインの作成」について説明がありましたが、幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。

続きまして、(3)「平成30年度災害対策本部運営訓練」について、事務局より説明願います。

○事務局（成瀬課長補佐）

防災対策課成瀬と申します。それでは、(3)「平成30年度災害対策本部運営訓練」についてご説明申し上げます。

資料につきましては、資料5となります。

市では、災害対策本部の対応能力の向上を図るため、毎年度、図上訓練を実施しております。発災時の応急対策活動を円滑に実施するためには、関係機関の皆様と平常時より連携を深めておくことが非常に重要であるとの認識から、本市の図上訓練への関係機関の皆様への参加、参観を資料5のように今年度もご案内させていただいているところです。

昨年度は、災害協定締結先も含め、23機関に参加いただき、訓練の中で市職員と調整を行っていただきました。また、訓練の様子を33の機関の皆様に参加いただきました。

8月28日までを期限としてご案内させていただいているところですが、実際の発災時の市の動きを確認していただくことは、災害時の連携を具体的にイメージするうえで非常に有用であると考えておりますので、まだご回答いただけていない機関につきましては、参加、または参観について、ご検討いただければと思います。

また、案ではございますが、今年度の訓練の初期情報を補足資料として配付させていただいておりますので、お目通しいただきまして、より具体的な連携が行えるよう記載内容についてご意見等いただければと思います。また、ご案内させていただいた内容は、市の訓練となりますが、各機関におかれましても協力、連携しながら実施できるような訓練等がございましたら、是非情報提供いただき、場合によっては市もその訓練に参加もしくは参観させていただければと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

○大竹防災対策課長

ただいま事務局から(3)「平成30年度災害対策本部運営訓練」についてご説明させていただきました。幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(質問等なし)

○大竹防災対策課長

ただいま事務局からも説明させていただきましたが、訓練のご参加、ご参観についてご不明な点がございましたら、事務局のほうにお問い合わせください。

つづきまして、(4)「ちがさき消防防災フェスティバル2018」について、事務局より説明願います。

○事務局（内藤主任）

防災対策課の内藤と申します。（４）「ちがさき消防防災フェスティバル２０１８」についてご説明いたします。

資料につきましては、資料６となります。お手元の資料につきましては、２０１６年の実施結果となっておりますが、こちらは昨年、台風の接近に伴い中止となったため一昨年の実施結果となっております。

市では、幅広い年齢層の方の防災意識を高めるとともに、防災関係機関の皆様の災害時の役割や活動を広く周知するため、平成２６年度より皆様のご協力をいただきながら、消防防災フェスティバルを実施しております。

昨年度は、台風の接近に伴い中止となってしまいましたが、開催準備にご協力いただき、ありがとうございました。

すでに１０月２１日に実施する旨ご案内させていただき、参加意向につきましても確認させていただいたところではございますが、今年度は、会場を市役所周辺に移し、１７の機関の協力のもと、３４の内容を行う予定です。

不参加でご回答いただいた機関でその後、状況が変わられた機関や、パンフレット等の資料配布という形で参加可能な機関等ございましたら、ご連絡いただければと思います。

また、ご参加いただける機関の皆様におかれましては、引き続きご協力お願いするとともに、不参加でご回答いただいた機関におかれましても、来年度以降の参加についてご検討くださるようお願い申し上げます。

説明は以上となります。

○大竹防災対策課長

ただいま事務局から（４）「ちがさき消防防災フェスティバル２０１８」についてご説明させていただきました。幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

（質問等なし）

○大竹防災対策課長

皆様よろしいでしょうか。また何かございましたら、防災対策課にお問い合わせいただければと思います。

それでは、情報交換の最後となります、（５）「広域避難場所見直し結果について」事務局より説明願います。

○事務局（臼井主任）

防災対策課の臼井と申します。（５）「広域避難場所見直し結果について」ご説明いたします。

資料につきましては、資料７となります。

まず、広域避難場所とは、大地震により延焼火災が発生した際に、その輻射熱や煙から緊急的に避難する場所です。既存の広域避難場所について、市では昭和５０年より広域避難場所の指定を開始し、市

内の公園やゴルフ場等8箇所を指定しておりました。

しかし、当初指定より40年が経過しており、この間、市の人口は9万人以上増加、広域避難場所周辺の土地利用も大きく変化し、農地や山林等の自然的土地利用は当初の半分に減少しております。このような社会環境の変化を踏まえ、既存の8箇所の広域避難場所を検証した結果、(3)のアからオで記載した事項が課題として挙げられました。

この課題解決のため、新たな広域避難場所を指定する必要性があり、(4)の新規指定の基本的な考え方をまとめ、この考え方に基づき新規指定候補となった施設管理者様と協議を行った結果、既存の8箇所から21箇所に拡大することができました。

資料の裏面の表のうち、下線、ゴシック体で記載された場所が新たな広域避難場所となります。

最後に今後の主なスケジュールについてですが、8月以降に順次、避難標識の設置を行っていくとともに、市民に対して避難方法等の周知を図ってまいりたいと思います。

説明は以上となります。

#### ○大竹防災対策課長

ただいま事務局から(5)「広域避難場所見直し結果について」ご説明させていただきました。幹事の皆様からご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

(質問等なし)

#### ○大竹防災対策課長

その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次第の「5 その他」について事務局より何かありますか。

#### ○事務局(内藤主任)

1点、連絡事項がございます。

本日、市営の駐車場をご利用の方で駐車券の処理がお済みでない方は、手続きをいたしますので閉会后事務局職員までお知らせください。

また、受付で駐車券をお預かりさせていただいた方につきましては、この後、減免処理したものをお渡しいたしますので、その場でお待ちください。

以上となります。

#### ○大竹防災対策課長

駐車券の処理がお済みでない方は手続きがありますので、事務局までお申し付けいただければと思います。その他、ご出席の皆様より何かございますでしょうか。

(発言なし)



○大竹防災対策課長

よろしいでしょうか。

では、以上をもちまして「茅ヶ崎市防災会議幹事会」をこれももちまして閉会とさせていただきます。  
幹事の皆様には、ご協力をいただきましたことを、御礼申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

(閉会)